

住宅改修・福祉用具購入のお支払い方法については、（１）償還払い（２）受領委任払いの２種類があります。

方法	（１）償還払い
概要	・利用者は全額を施工業者に支払います。 ・後日、市から保険給付分（９割～７割）を利用者に支給します。
具体例	（例）自己負担割合が１割の方が１０万円の工事を行った場合・・・

方法	（２）受領委任払い
概要	・利用者は費用の自己負担分（１割～３割）を施工業者に支払います。 ・後日、市から保険給付分（９割～７割）を施工業者に支給します。
具体例	（例）１０万円の工事を行った場合・・・

☆どちらも負担額は１万円ですが、受領委任払いを利用することで、手出し金額を抑えられます。ご利用の際は、市医療保健課介護保険係や担当のケアマネジャーにご相談ください。

※受領委任払い施工業者の登録状況は、市ホームページに掲載しています。登録外の施工業者で受領委任払い制度を利用されたい場合は、事前に医療保健課介護保険係までご相談ください。